

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5
提出年月日	令和5年1月23日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-Ⅱ-2-101, 105, 116	対象設備明確化のため、設備名称を見直しました。 （旧）No.26 ボラード （新）No.26 車両侵入防止装置（ボラード）	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-Ⅱ-2-141	海上設置物の設置箇所明確化のため、図を修正しました。 ・漁業権消滅区域表示ブイの設置箇所明確化 ・漁業権制限区域表示ブイの設置箇所明確化 ・航路標識ブイの設置箇所明確化 ・発電所入港航路の追記	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-Ⅱ-2-141, 142	説明事項明確化のため、図のタイトルを見直しました。 （旧） ・図2.5-34(1) 海上設置物（調査分類C）の配置概略図 ・図2.5-34(2) 海上設置物（調査分類C）の配置概略図 （新） ・図2.5-34(1) 海上設置物 配置概略図①（発電所港湾関係） ・図2.5-34(2) 海上設置物 配置概略図②（漁業施設関係）	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-添付17-1	防波堤の取水口到達可能性評価の検討方針に関する記載を適正化しました。 （下線部参照） （旧）地震や津波波力、津波時の越流による洗掘により横転・滑落等が生じる可能性が考えられること、損傷した状態で、津波による波力を受けることにより、漂流・滑動が生じる可能性を検討し、 （新）地震及び津波時の越流による洗掘による損傷状態を考慮した上で、津波波力を受けることにより、漂流、滑動及び転倒等が生じる可能性を検討し、	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-添付17-3	図2（c）北防波堤平面図に以下の凡例を追記しました。 被覆ブロック・根固方塊	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-添付17-3	図2（d）北防波堤縦断面図に岩盤分類を追記しました。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-添付17-3	図2（d）の名称を以下の通り修正しました。（下線部参照） （旧）北防波堤縦断面図 （新）北防波堤地質断面図	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-添付17-6	図3（e）南防波堤平面図に以下の凡例を追記しました。 被覆ブロック・根固方塊・消波ブロック	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-添付17-6	図3（f）南防波堤縦断面図に岩盤分類を追記しました。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-添付17-6	図3（f）の名称を以下の通り変更しました。（下線部参照） （旧）南防波堤縦断面図 （新）南防波堤地質断面図（A-A断面）	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.10）	5条-別添1-添付17-6	図3（g）南防波堤地質断面図（B-B断面）を追記しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-7	以下の通り記載を修正しました。（下線部参照） （旧）東北地方太平洋沖地震及び津波 （新）東北地方太平洋沖地震の地震及び津波	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-7	参考文献の記載を以下の通り変更しました。 （旧）国土交通省港湾局（2015） ¹⁾ は、 （新）「防波堤の耐津波設計ガイドライン（平成27年12月一部改訂）（以下、「防波堤のガイドラインという。）」 ¹⁾ では、	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-7	参考文献の記載を以下の通り変更しました。 （旧）東北地方整備局空港部（2011） ⁵⁾ （新）「第3回 東北港湾における津波・震災対策技術検討委員会（2011）」 ⁵⁾	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-7	参考文献の記載を以下の通り変更しました。 （旧）下迫（2013） ³⁾ は、 （新）「東北地方太平洋沖地震津波による防波堤の被災（2013）」 ³⁾ では、	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-7	参考文献の記載を以下の通り変更しました。 （旧）港湾技術研究所（2015） ⁴⁾ は、 （新）「東北地方太平洋沖地震による港湾施設等被害報告（2015）」 ⁴⁾ では、	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-7	参考文献の記載を以下の通り変更しました。 （旧）水産総合研究所（2012） ⁴⁾ （新）「東日本大震災による漁港施設の地震・津波被害に関する調査報告（第1報）（2012）」 ⁴⁾	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-11	以下の文章を追記しました。 「南防波堤基部と3号炉取水口の離隔を図●に示す。」	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-11	記載の適正化のため、以下の文章を削除しました。 「ケーソン堤の最大移動距離が150m程度となった被災事例を踏まえると」	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-11	評価方針に関して記載の以下の通り適正化しました。 （旧）基礎マウンドから横転・滑落等により損傷した防波堤ケーソンや消波ブロック等が漂流・滑動する可能性を確認した上で、水理模型実験により取水口に到達する可能性について検討した。 （新）地震及び津波時の越流による損傷状態を考慮した上で、津波波力を受けることにより、漂流、滑動及び転倒等が生じる可能性を検討し、取水口への到達可能性について評価した。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-11	「図● 南防波堤基部と3号炉取水口の離隔」の図中の衝突防止工の位置の変更に伴い図を修正しました。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-12	以下の通り記載を修正しました。（下線部参照） （旧）検討結果（表5）より、 （新）検討結果を表5に示す。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-12	以下の通り記載を追記しました。（下線部参照） （旧）道路橋示方書・同解説 （新）「 <u>道路橋示方書・同解説（2002）</u> 」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-13	以下の通り記載を追記しました。（下線部参照） （旧）港湾の施設の技術上の基準・同解説 （新）港湾の施設の技術上の基準・同解説（2007）	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-13	以下の通り記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）流れに対する （新）水に対する	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-13	流れに対する被覆石及びブロックの所要質量の算定式の適用性について「2.5 e 基準津波に伴う取水口付近の漂流物に対する取水性確保」と整合するよう、記載を適正化しました。（下線部参照） （旧）導出されている。津波により損傷した防波堤は同手法の想定状態と類似していると考えられ、本手法を適用できる。 （新）導出されており、水に対する被覆材の安定質量を求めるものであることから、津波来襲時における対象物の滑動可能性評価に適用可能であると考ええる。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-13	流れに対する被覆石及びブロックの所要質量の算定式を示す図を解像度を上げた図に修正しました。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 10）	5条-別添1-添付17-14	表6の名称を以下の通り適正化しました。 （旧）滑動に対する検討結果（安定流速の算定） （新）安定流速の算定結果	